



本人調書

(この調書は、第10回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成21年(ワ)第47553号, 平成23年(ワ)第10874号
期日	平成24年2月14日 午後1時30分
氏名	槌田敦
年齢	78歳
住所	████████████████████
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反訳書のとおり

以上

裁判長

甲第23号証を示す

これは今回出されました陳述書ですけれども、これは先生のご記憶のとおり真実を書かれたということによろしいでしょうか。

はい、そうです。

それでまず甲第23号証の最初のページですけれども、最初のページから2ページにかけて原告の経歴、それから研究分野につきまして記載されておられます。これはこのとおりということによろしいですか。

そのとおりです。

甲第15号証を示す

最初の陳述書ですが、ここに最初に原告の学歴が書かれてございますね。

はい、そうです。

これもこのとおり間違いないということによろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。

甲第23号証を示す

それでは順番が前後しますけれども、甲第23号証に沿って原告のお話をお聞きすることにします。

甲第7号証を示す

ちょっと順番前後しますが、甲第7号証の本件の問題となっている例の9項目についてお話をまず先に聞きます。Vページ、9項目が記載されてるページですね。◎付されて記載されてる9項目についてお尋ねいたします。まず1番目の既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解しているという批判についてですけれども、この本の32ページ、議論14というのをごらんいただきたいんですが。住明正先生、東京大学教授であられます住先生ですけれども、この9項目のうちの最初の既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解しているという点につきまして、この今ごらんいただいている議論14に掲

げた原告の論文を挙げてます。それでこの議論14についてちょっとお尋ねしたいのですが、原告は気温上昇が二酸化炭素濃度上昇の原因であるというふうにお考えということなわけですね。

はい、そうです。

この本の今ごらんいただいている32ページの図の6とか、その次のページ33ページの図の7、これらのグラフからは気温はCO₂の濃度に先行して変化しているということが読み取れるということなんでしょうか。

そうです。

これに對しまして図の8というのはどういうふうに見たらよろしいんでしょうか。

これはマクロなものを見てまして、このような分析をしていないものと図ですね。ですからこのなだらかに見えるのがぎざぎざがあるわけ
です。

これは海面水温の上昇下降に関係なくCO₂が一貫して上昇してるということを示してるということではないんでしょうか。

示しているわけです。示しているのですが、これはなだらかに
ありますけれども、これの中に細かい変化があるわけです。その細かい変化を拾い出したのが図の6であり図の7だということなのです。それを分析すると、気温上昇が先行しておることが読み取れるということになるんですか。

そういうことです。ですからなだらかなままで見たら住さんのように言うことになりますけれども、もう少し詳しくその中身を調べたということになります。

そうすると原告のお考えでは、この原告らが気温上昇が二酸化炭素濃度の上昇よりも先行しておると。変化が先行しておるという見解に対して、既存の知見や観測データを誤解しているという批判は当たらないと。

当たらないと。既存の人たちがこの変化に対して何も答えてない。つまり気温の変化のほうが二酸化炭素の変化よりも早くなっているということの実証をキーリングという人と私たちがしたわけですが、それについてそうではないとは言ったことがないのです。要するにこれはこの事実2つは認めるわけです。認めた上でもとへ戻って図の8、要するになだらかなほうのこの話だけをするわけですね。ですから私たちがせっかく事実に基づいて議論しようとしてるのに、新しい事実には目を向けない。昔からCO₂温暖化論者の言ってるとおりの主張と違うということだけを言ってるわけです。

ちょっと次に進ませていただきます。次に9項目の2番目ですが、既に十分に考慮されている事項を考慮してないという批判があります。この点につきましては議論26、53ページをごらんいただきたいんですが、これは住先生のご指摘によると、温室効果の最大の要因が水蒸気であるということは既に考慮済みなのに、原告のほうから考慮してないという批判をしておるという、そういうことを言っておられるようですけれども、この点はいかがでしょうか。

この点は水蒸気のほうの効果を90%程度に固定をして、そしてCO₂濃度がどのように変化すればどうなるかということを経算したにすぎないわけです。つまりCO₂と水蒸気を同時に考えて計算してるのではないわけですね。一方を固定してほかのほうだけで変化を調べれば、当然その変化が影響するのは当たり前のことでして、ですからそういうような計算方法は間違ってると思います主張してるわけです。だからその間違ってるということをも通じないのですね。

今おっしゃったのは、この53ページの本文部分の右側で、水蒸気の寄与は雲による吸収の効果も含め80から90%程度でと、こう書いてありますけれども、このように固定するのは誤っておると。

誤ってると。だから一緒に結果の計算しなければだめだと。つまりCO₂がたくさんある夏とか、それから熱帯とかではCO₂の効果なんてあらわれないわけです。その水蒸気の効果に隠れてしまっていて。だから二酸化炭素の効果が出ますのは、それは放射冷却があるとき、要するに水蒸気濃度が少ないときに出るのです。そういう具合に場合によって違うのですから、それぞれの条件によって。その条件によって違うことをしっかりと計算した上で言ってるのではなくて、90%に固定すれば残りの分は二酸化炭素だということになってしまう。そういう計算は間違いだと主張してるわけです。

この議論26ですけれども、これにつきましては明日香先生のほうは9項目のうちの4番目、定量的評価が進んでる議論に対して定性的にとどまる言説を持ち出して否定するということの論拠としてこの議論26を使っておられるんですけれども、その辺はどうでしょう。

今の場合も同じですね、言ってることは。だからどちらで言うかの違いだと私は思いました。既にその問題は住さんに答えたとおり。

ところで、今申し上げました4番目の定量的評価が進んでる事項に対して定性的にとどまる言説を持ち出して否定するという批判につきましては、今度は住先生ですが、議論17、40ページのところをごらんいただきたいんですが、40ページから41ページにかけての議論ですが、特に41ページの海洋中炭素濃度の変化という部分がありますが、研究3ですが、これにつきましてはここに定量的な分析がなされておるといふふうに記載されていますけれども、ここは原告のご見解としては、これについては定性的に知られた事実で検証されなければならないという、そういうお考えなんでしょうか。

そうです。

その辺もう少しご説明いただけますでしょうか。

この図の13ですけれども、ここで陸上植物がCO₂を吸収したことに

なっているわけです。この図の13で、この緑色の線で書いてあるところですけども。ということは、陸上の生態系は増えたことを意味します。しかしFAOの、要するにこういう方面の国際機関の世界的な機関のほうは、世界の森林は減ったという証言をしておりまして、そのFAOのデータと矛盾するわけです。こういう解析結果は間違いであると、だから事実がFAOのとおりであるならば、それはこの図は成り立たないことになるわけです。ちゃんと森林が減ったということも条件に入れた図にしなければこれは正しくないと。そのためにはどういうことが必要かという、海洋によるCO₂の吸収とか、そのほかいろんな問題を変更しなければならなくなる。それは数値計算でやったこと自体に間違いがあったのだと私は思うと、こう言ってるわけです。

数値計算によるのではなくて、それは定性的な確認されている性格で検証すべきだと、そういう。

まずそれで検証してもう一度計算をやり直さなきゃだめだと、こういうことです。今の既に6種類の計算をしたかどうか知りませんが、そういう計算は結論が間違ってる。要するに結論は定性的に議論されていることを説明できなければだめだと。検証というものはそういうものだ、要するに数値計算というものの限界ですけども、数値計算というのは、数式は研究者のものですし、そこへ入れるデータも研究者が勝手に決めるものです。そういうことになると、そういうことが正しいかどうかというのは実際を表現できるかどうかで正しいか正しくないかということがわかるわけで、定性的な考察に合わないようなものは幾ら計算したってそんなのむだだと私は言うわけです。

それでは、次に9項目のうちの7番目ですけども、問題となる現象の時間的及び空間的スケールを取り違えてるという批判ですけども、この点につ

きましては議論14, 32ページですけれども、住先生が議論14を挙げております。どうも温度上昇が二酸化炭素の濃度上昇に先行してるというふうに見えたとしても、それはタイムスケールでいえば数年規模のエルニーニョによる二酸化炭素の上昇とか、そういう問題であって、本来問題とすべきは100年程度のタイムスケールによる二酸化炭素の上昇と気温上昇の関係でなければならないという、そういう観点からのご批判のようですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

まず、エルニーニョが数年規模のものだと勝手に決めてるんです。エルニーニョも長期的な影響の結果生じているものです。その次に仮にそれが数年規模であるとしても、私の、近藤さんと私と2人の研究ですけれども、それは35年間のデータを全部使ってそれを議論してるのです。だから、数年の規模の議論ではありません。今手に入るデータすべてを使ってやったことであって、100年後なんてのはまだ調べられるデータが出てないのですから、それは無理というものです。35年のデータをなぜ短期的なものだということかと、私どもは誤解してるのはそのCO₂温暖化の人たちだと、私たちの研究をしっかりと理解してくださいと主張してるわけです。

このタイムスケールの問題では、明日香先生は議論31について言及しておられるんですけれども、64ページです。これは原告のほうは人類社会にとって寒冷化のほうが問題であるというふうにご指摘されてますけれども、この寒冷化というのは時間的スケールとしてはどのような。

近い将来です。もう少し広い言葉で言えば1000年以内。近い将来という点では100年程度。今その35年のデータでは温暖化ですけれども、データは温度は上がっておりますが、これが100年の間に下がる可能性は十分にあるし、1000年の範囲ならば当然下がることはあり得る。それは昔1000年前に、平安時代ですけども、温暖

期だったわけです。今以上の温暖期です。それが今まで来る間に江戸時代の寒冷化があるわけです。それ以前にも寒冷期がありましたけれども。そういう温暖期、寒冷期がいろいろ変わることの範囲は100年の規模、少なくとも1000年の規模だと私どもは理解してるわけです。ところが、明日香さんは数万年後の話だと勝手に決めてるんですね。その勝手に決めてるのはデータにも基づかず勝手に言ってるだけの話で、そんなものでもって我々の主張が間違ってるというのはナンセンスだと私は思います。

今、私のほうからお聞きしたのは時間的なスケールのことをお尋ねしたんですけれども、空間的なスケールというのは何か心当たりございますでしょうか。

いや、私は全然ありません。そしてまた明日香さんたちも空間的スケールについては何も言ってないのですから、したがってこれは全然我々には関係のない特徴の貼り付けをした。我々が何か空間的に間違えているかのような言い方をした。これは許すことはできません。

9項目の最後としまして三段論法の間違いなどロジックとして誤謬があるという、そういう分析なんです、住先生は議論18、42ページですけれども、この議論18を挙げてます。

甲第15号証を示す

さっきちょっと見ていただいた陳述書なんです、2ページから3ページにかけて、大気中のCO₂がどの程度残るかという問題ですけれども、例えば昨年放出されたCO₂はことしは70%が残ると。その前提に立つと、これを永久に繰り返すと3.3年分が残存するということにしかならないと。だからCO₂は通説が言ってる理論の10分の1程度しか残らないんだと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

そうです。これは気象学のほうでもそういう常識がありまして、滞留年数というのですが、二酸化炭素が大気中にどのぐらい滞留するかと

いうと、2年から4年であるというのが1960年以降の気象学の常識としてハンドブックにも載っている数字です。その2年から4年というのを私が正確に3.3年という値を出したというわけです。ですから気象学の常識からいえば私のほうが主流ということになります。これは三段論法とどういう関係があるのかといま一つよくわからないんですが、この議論18はどうも、ちょっとごらんいただきますと、7割の量というのが毎年累積しているということで永遠に増えていくということを議論しているように読めるんですが、それは原告のお考えとどういう関連になっているんでしょうか。

CO₂温暖化論者は人間が排出したCO₂の半分が毎年残っていくんだと、こう言ってるわけです。毎年残っていくなんてことあり得ないということからこの議論は出発してるんで、そもそも出発点がそこで違います。ですから毎年半分ずつ残っているんだとCO₂温暖化論者の人たちが言うわけですが、そうではなくて3.3年分は確かに人間が出したものだ。だけでもそれは毎年入れて毎年抜けていくものだと。残り増えてるではないか、これは温暖化のせいだと。要するに大気の温度が上がり海面水温が上がれば、海からCO₂が出てくることになるんだと。その出てくることになるのだということを定量的に議論をしたのが先ほどの図2つですし、それから後でもし機会があれば説明いたしますけれども、日本物理学会誌に書きましたその後の研究結果ですね。その後の研究結果は毎年気温と毎年出てくるCO₂の量との関係をしっかり示した研究をしましたので、そういう事実も新しく追加されているというふうに主張してるわけです。ですから私どもの研究には研究の間違いというものは一切ありません。その間違いについてCO₂温暖化論者は間違いを指摘できない。間違いを指摘できないで昔から言い続けてるCO₂温暖化論の範囲と合わない、その議論と合

わないからだめだと、こういう議論を彼らがしているということを私どもは悲しく思うのです。事実きちんと目を向けていただきたい。

甲第7号証を示す

今度はこの文献の持っている目的とか意図についてお話をお伺いしますけれども、まずこの文献、甲第7号証は各学者による論文集であるというふうに見ることはできるのでしょうか。

私はそう思ってます。それぞれだれが主に書いたかは想像がつかます。

書いたその人が名前言わないだけです。

その名前言わないということで、この文献についての責任というのはだれが負うべきだと。

東京大学になりましてですね。つまり、その人たちが名前を言わない以上、東京大学で責任を持つしかない。だから、東京大学の不法行為にその人たちは寄ってたかってそうしたと。だから、今度もしそのようであればそれぞれの論文にこの文章の責任者ですね、何もその人が全部書いたとは言いません、この文章の責任者の名前が書いてあれば、その人が全責任を負うわけです、その文章そのものについては。そして、そういう場合は東京大学のほうはこれは著者が書いたものだと言うことができるわけです。すべての論文集はそういう形になっています。ところが、これだけ特殊なんです。これだけが著者が名前を明らかにしない。非常に奇妙な文献ですね。

それで原告はこの文献を主導したのはだれだというふうにお考えなのでしょうか。

それは提案をしたのは小宮山学長ですね。それが退職間際に提案をしていったわけです。それを引き継いだ濱田学長が全部それを取り扱ったわけで、先ほどのちゃんと記名をなさいと命令することのできるのは濱田学長だったわけです。それからもう一人ここにいらっしゃる

明日香さんなわけですね。明日香さんは編集責任者ですから。だから当然それができるのですが、明日香さんは皆さんの要望にこたえて名前を公表することを拒否しました。ですから全部東大に責任を押しつけたということになるわけです。

小宮山先生がこれを提案された目的というのは何なんですか。

私はそれはCO₂温暖化説が今うまくいなくなってるからだと思っています。つまりうまくいなくなってるのは、こんなに寒くなりそうなのにCO₂の問題かねなんていう議論が、CO₂がいっぱい出し続けているのに寒くなってるように感ずると、ヨーロッパの人たちですけども、おかしいじゃないかと言いだめたのが世の中にずっと広まってきたことと、もう一つはCO₂温暖化説の不正が、要するにデータを隠したりすることが見つかったりしたことと、それからもっと大事な点でいうと、経済的に成り立たなくなった、要するに排出権取引、これが経済学的な対応の仕方ですけども、それがなくなった、要するにCO₂の価格がなくなる方向になっちゃった。これで小宮山さんが慌てたんだと思います。

甲第24号証を示す

CO₂排出権の価格の下落の問題ですね。それを示すものとして甲第24号証を提出されたということでしょうか。

そうです。

甲第5号証の1ないし6を示す

これはどのようなものとして提出されてるのでしょうか。

甲第5号証はIPCCの基礎になる研究ですけども、そこで気温の低下を隠したとか、いろんな不正があったわけですね。甲5の1号証では盗まれたメールの中に気温の低下の隠したのが出てきますし、甲5の2号証では温暖化はトリックだったというAERAの記事があり

ますし、そういう具合にあまた続いて日経新聞も取り上げてまして。

5の3ですね。

5の3、当面は寒冷化だという話があるし、それから朝日新聞ではヒマラヤの氷河は25年後に消滅すると言ってたのは根拠がないんだというのがありますし、それから東京新聞、甲5の5は温暖化は疑わしいんだという話が出てきて、そろそろ寒冷化が始まったのじゃないか。それで日経新聞はそれに加えてIPCCが温暖化の揺らぐ客観性、運営方法を見直さなきゃだめだという話まである。

5の6ですね。

はい、6ですね。このぐらい世の中は不確かになってきたと。そのことに対する焦りと私は思っているわけです。

甲第7号証の7を示す

小宮山先生に対するインタビュー記事がありますが、ここで温暖化懐疑論に終止符を打つというふうな言い方をしておりますけれども、今原告がおっしゃったような焦りから温暖化懐疑論に終止符を打つんだという、そういう考えに結びついたということなんでしょうか。

はい、そう思います。

甲第7号証の2ないし5を示す

この甲7の文献のもととなったお考えというのは、もともとが明日香先生から出ているということでよろしいのでしょうか。

そうです。

それで一連に甲7の2、3、4、5とバージョンが上がってきてますけれども、これはどういうふうにバージョンが上がってきたかというふうに見ておられますでしょうか。

最初は明日香さんのターゲットは私なわけです。環境経済学会ですけども、その学会で、正式な名前はちょっと今ど忘れまして出てき

ませんが、環境問題を扱う経済の学会です。そこで私がCO₂温暖化説は間違ってるという公言をしたら、明日香さんがそれに反対する論説を張ったわけです。この学会の特徴はだれかが論文を発表すればそれに対して別の者がコメントをするという形になって、最初のコメントから明日香さんが私には張りつくということになったわけで、そのコメントの1が1の1というやつです。

環境経済・政策学会ということでよろしいですか。

そうです。その学会は非常にそういう討論を主にする学会ですので、討論相手として明日香さんが登場したと。

最初は明日香先生が原告をターゲットにされていたと。

いや、明日香さんが私とターゲットに。

それでそこからバージョンが上がるに従い何か変化が。

その次のVer. 2.0というのがありますが、7の3ですけれども、これは別のところで温暖化討論会をしたしまして、高千穂大学ですけれども。そのときに明日香さんが私に反論するためにつくったものだと思っております。またその場にそれを渡されたということですね。この2つは討論する相手にしっかりと届けられている。だからそれを見て後で反論もできると、こういうことですね。そのときは出されたとは記憶ないんですけども、後でいただいたように思います。

次は。甲7の4とか。

7の4になりましたら、これはどんどん著者を増やしていきまして、ですから著者の数が増えておりますが、このときから私には届けなくなりました。届けなくなった原因は何かと思って中身をよく見てみますと、そこには悪口が書いてあるわけですね、私に対する。例えばどんなこと書いてるかという、自信過剰とか、それからいろんな、科学論争ならば必要のある言葉ではありませんね、相手に対して自信過

刺というようなことを言うのは。だけどそんな言葉を書くようになったわけです。で、結局私には出さないと。つまりこれは私に対する反論を書くのではなくて、私をおとしめようとする意図が働いてるのだと思います。しかしそのようなものに対して一々とやかく言うのも大人げないですから、なので私は放置しておりました。

それで7の5をごらんいただくと、Ver. 3になりますけれども、ここで9項目が入ってくるということなんですね。

7の5では入ってきますね。

これはどうしてこの段階で入ってきたというふうにお考えに。

7の5から本格的に東京大学の介入が始まるわけです。先ほどの小宮山談話の中にありますが、5月に本大学の住教授と、それから東北大学の明日香教授の2人が中心になって、この5月に、要するに3月で小宮山さんは退職するわけですが、この5月に本を出しますと。その本のために書いたものですから、住さんが恐らく書かれたのだと思います。

甲第19号証を示す

34ページという下にページ数を振ってある部分をごらんいただけますでしょうか。この段階では住先生はこの懐疑論に対する見解について、組織としてそういう意思決定、価値観を伴うような決定をするのは問題があるので、個人でやるしかないという見解を書いておられたんですけれども、これがその本件の文献では9項目という形で書かれたわけですが、これはどうしてそういうことになったのか。

だから個人でやるのならこの程度のことを書いてもいいだろうということが住さんの頭の中にあったんだと思います。ですからこう書かれたんだと思うんです。この会議というのは3月13日に気象学会の評議員会議でなされたものですけど、ちょうど小宮山さんがインタビュー

一を受けるのとほとんど同じころですね。住さんがそのときに出席していらっしやいまして、住さんが、明日香さんのホームページがあると。それを印刷してもっと配布しようと考えている。しかし先ほど裁判長の言われました組織としてはそういう意思決定、価値観を伴うような決定をするのは問題があるので、個人でやるしかない。ですから個人でなされたのだと思うのです。この段階では。

いや、しかし本件で問題となってる甲7の文献というのは、原告のお考えでは個人でやったものではないという。

いや、コメントのほうです。要するにコメント3.0のほうです。コメント3.0は5月に印刷されてるんですけども、これは個人でやるしかない、そのとおりのことをなされた。

甲7の5のほうですね。

7の5です。だからしっかり住さんは自分の言ったことと合わせてこの印刷物に関して関与なされたのだと思うのです。だから好きな放題住さんは書かれたわけですが、しかし私のほうも個人でやってる問題についてはとにかく言う気持ちはありません。これはやったところで双方言論の応酬ということになるだけで、そんなことをする気は私はなかった。だからこれは自由に出てても私は意に介さなかったということになります。

しかし甲7の。

7に当たっては違います。

この甲7につきましても住先生は関与されておられるわけですね。

関与されてらっしゃいますけども、住さんの関与はそういう形ではないですね。この9項目を住さんが書いたという形では書かれていません。要するに住さんが書かれているのはOur missionというまでです。要するにiiiページまで。要するにIR3S/TIG

S 叢書の創刊に当たってというので住明正さんが書かれていて、隣のページに Our mission があるのですが、その Our mission まで含めるかどうかは別として、もし含めなければ住さんの責任文書は最初の創刊に当たっての部分だけです。

そうすると原告は住先生はお考えは変わってないというふうに見てるんでしょうか。

私は科学者が一たん言ったことを変えるはずはないと思います。ただ変えなかったんだけど、社会情勢といいますか、東京大学の情勢がその考えを実行するには適してなかったと。だから私は流されて I R 3 S の決定どおり私は今は支持していると彼はおっしゃるのです。

甲第 12 号証の 1 ないし 10 を示す

インターネットに記載されたことなんですけれども、これはどういうものというふうに考えたらよろしんでしょうか。

これはこの甲第 7 号証が世に表れまして配られまして、それと同時にインターネット配信がなされたわけです。そのインターネット配信を読んだ人たちが我が意を得たりと書き込んでいるのが甲第 12 号証の kikulog というブログということになります。

ということで、原告についての社会的な評価が非常に低下したということになるんでしょうか。

そういうことですね。つまりそれまではこの中にもあったかと思えますけれども、もう少しで懐疑論に私はなるとこだったと。そうじゃなくてこれを読んでもうその人たちが悪いやつらだということがようやくわかったというような意味のことが書いてあるわけですね。もう皆さん大喜びです。

甲第 23 号証を示す

原告を囲む温暖化問題の座談会が突然中止になったということが記載されて

ますけども、これはどういうことでしょうか。

それはつまり私のほうもいろいろ支持者が増えてくる段階でした。いろんなところで講演もそろそろ始まり出したし、植田の言っているCO₂が原因で温暖化したのではなくて温暖化したからCO₂が増えたという事実についての私のいろんな言ってることが注目され始めてきて、それを聞いてみようという座談会が計画されたのです。ですけども、この話が出た途端キャンセルということになりました。要するに東京大学ともめるような者とはちょっとつき合い切れないということなんでしょうか。それからそれとも関係があると思いますけども、私は国立大学の理系学部から課目講義、要するに講義の中の1時間分を教授からいただいて話をするというんですけど、それがあったわけですが、東京工大の大学院でもありましたし、学芸大でもあったのですけども、それもなくなりました。それからもう一つ、これはちょっと恥ずかしい話になりますが、東京大学理学部に小谷研究室というのがあります。私が助手になった物理教室の、私の出た研究室ですけども、そのOB会からの呼び出しが一切なくなりました。追放されてしまいました。このこと以後私は呼ばれていません。もうだから破門ですね。だからそういうようなことが起こってしまうのが現実です。要するに研究者の世界も暗い社会ですね。

甲第23号証に基づいて私のほうから主尋問という形で聞かせていただきましたけれども、何か言い足りないこととかこっちのほうで聞き忘れたことがありましたらどうぞ。

1つだけ最後に証言を終えるに当たって、9項目の9番目として書きましたけれども、これはお読みいただくことにしまして、最後に言いたいことです。それは原告がCO₂で温暖化したのではなくて温暖化したからCO₂が増えたのだということを言ってきたわけですけども、

それについて、22の中にあります図面ですね。

甲第22号証の図3を拡大したものを示す（これを本調書末尾に添付した）

それで要するに原告はCO₂で温暖化したのではなくて温暖化したからCO₂が増えたと、これは事実に基づいているというので、ここで甲の7に書かれていることの先の話、その事実を私ども、近藤さんと私とでデータを見出しました。それがこの書きました日本物理学会誌の2010年に採用になったものですけども、これ見ていただくと、世界の気温が変わるのと、それから大気中のCO₂濃度の変化率が変わるの位相が一致してる、出るところが。要するにこれはどういうことを意味するのかといいますと、平均気温が変わるとそれに基づいてCO₂の、変化率というのは年間の増加量と同じですから、年間増加量が変わるということをしっかりと証明したわけです。こういう事実はだれも否定できません。これはデータは世界共通のデータですから。したがってこれが否定できない以上、科学者なら原告の主張に耳を傾けていただきたい。無視しないでいただきたい。これが私の最後この述べたいことです。以上です。

被告ら代理人（溝内）

最後のお話もそうだと思うんですが、今裁判官からの質問に対して樋田先生のお考え、学問的なお考えお話しいただいて、この甲第7号証に書いてあること学問的に間違っているというようなご説明いただいたと思うんですけども、学問的な見解の違いということであれば名誉棄損だとかいうことで主張されるのではなくて学問的に反論されたいのではないかなというふうに思うんですが、その点いかがですか。

そのとおりです。ですから、だからそういう点で私どもはしっかりと事実基づいて物理学会で発表したり気象学会で発表したりしようとしたんですけども、気象学会は拒否いたしまして。

先ほど個人でやるならよくて東大がこういうもの出すとだめというようなお話があったと思うんですが、それは個人でやるとよくて東大がやるとだめな理由はどういう考えですか。

個人の場合ですと議論していけばどうせああ言った、こう言った、そう言ったでの議論が応酬になるだけです。言論の応酬という言葉もあります。そんなつまらないこともしようがない、そんなことで言った言わぬの議論したってしょうがない。ですからそれは名誉棄損であったところで私はする気はないです。明日香さんのコメントの段階、要するにコメントで3.0という5月に発行されたコメントですけども、住さんも参加したコメントですが。その程度までは私はだから住さんのおっしゃるとおりです。住さんが問題があるのでのというのはそういうことなんですね。要するにコメントの3.0までは個人がやっていて、それではいいと。私のほうもその程度なら何も目くじら立てる気はない。しかしこれが東大という組織でなされたら違う。これは言論の弾圧になる。ということで私はこれは言論の弾圧であり、また人身攻撃、東京大学が人身攻撃をしたことになるというので問題にしたわけです。

裁判長

甲第7号証を示す

先ほど私も聞きましたけれども、この甲第7号証というのは学者たちが集まって論文集として出されたものではないのかと。

ここにそれぞれの論文にだれが責任を持って書いたというのが書かれていれば論文集になります。だけれどもそういう形になっていないのです。すべて合議した、合議したと明日香さんおっしゃるわけで、合議したんだから代表者の名前なんかないと、こういうことです。で、明日香さんの部分だけは明日香と書いてあるだけです。それはなぜ書い

であるかといえば、それ1の1、一番最初に書いたものに明日香という名前が書いてあるから。それ以後の形のもはそういうことをしないというわけです。要するに東京大学に丸投げする形になってるんですね。東京大学も丸投げされたままやるわけですから、つまりそれは東京大学の見解が書かれているわけです。で、東京大学の見解として私が攻撃されてることになるわけです。私ら、原告らと言ったほうがいいでしょうけど、12名が。

齊藤裁判官

今原告がおっしゃったように、東大が被告明日香やあるいは被告住に丸投げする形でこの甲第7号証のような書物を出版させたと。それでそれは東大の見解を示したことにほかならないんだということなんですけれども、丸投げしたのであれば東大の見解ではなくて丸投げされた人たちの見解なのではないですか。

いや、丸投げという言葉にこだわられているようですけれども、東京大学がそういうふうにしたわけですね。だから東京大学の見解であるというふうにだれもが思ってますから。この読んだ人は、ここに名前が書いてない以上。要するに丸投げしてあっちこっちに明日香とか住とかって全部書いてありゃあそうです。ですけど明日香、住の形は書いてないわけですね。住さんは最初の創刊の辞に書いただけ。それから明日香さんは最初のほうの幾つかの文では明日香って名前書いてますけど、それ以外に書いた文は明日香って名前書いてませんからね。それ以外も明日香さんらしいところは幾らでもありますけども。だからそういうところはすべて東京大学の見解にしたと。

原告は地球温暖化論がいわば落ち目の状態になってきて焦った被告小宮山が指示して甲第7号証のような書物を出させたということをおっしゃるんですが、その被告小宮山が雑誌のコメントで温暖化懐疑論に終止符を打つと言っ

たのはいつですか。

それは3月です。

いつの3月ですか。

これはここのこの年・・・7の7。

甲第7号証、2009年ってことですかね。

はい。その発表は5月の小宮山さんが退職されてから後です。しかしインタビューは3月です。

インタビューは2009年の3月ということですね。

はい。発表は4月以降です。

被告小宮山がその雑誌のインタビューで温暖化懐疑論に終止符を打つというコメントをしたのが2009年3月で、被告住のコメントが出されてるのが2009年の5月だと。原告が地球温暖化論が落ち目になってきた証拠として挙げられている甲5の1から甲5の5まではいずれも2009年の11月以降のものなのですが、順番が逆にはなりませんか。

それは新聞報道だからです。私どもはそのほかからいろいろ聞いております。要するに事実として、例えばIPCCが謝ったのがそのころになる。だからそれが新聞記事になるのですけれども、それ以前から問題になってます。例えばヒマラヤの氷河が溶けるなんておかしいぞって話はもっと前から議論になってまして、IPCCが認めたのがその新聞に書いてある時期ということになるわけです。ですからそういう種類のことが問題になったのはもうちょっと前からです。1年以上前です。

それが公になってないというか広く世間に知られていない段階で、温暖化懐疑論に終止符を打つということをこういう広く雑誌を刊行したり、あるいはpdfを無料公開するという形で、世間に知られてないものを世間に知られる前に終止符を打つという手を打つ必要はあるんですか。

それは小宮山さんの能力の問題ですね。どういうふうこれからなるかという読みの問題です。ですからその読みは私とも一致します。要するにどういうふう世の中が流れていくかということをお宮山さんが読まれたわけです。ちょうどそのときに小宮山さんが麻生内閣やその次の民主党の内閣に働きかけられる段階ですから、自分が働きかけると言うことがどういうふうになるのかというふうにお宮山さんが考えられるのは当然のことです。これからどうなりそうか。それに自分がこれからやろうとすることが社会から受け入れられなくなりそうかということですね。見抜いてたわけです。だから事実として発表されるのは今裁判官のおっしゃったとおりです。それ以前から予想されていたことだと。

それではほかの質問をしますが、被告明日香が出されたコメントのVer. 2. 0, これ2006年のものですけど、この段階で既に原告などの理論がこれまでの知見を無視するような議論だというふうにはされてるんですが、これについてはご自身の名誉が棄損されたという思いは持たれなかったですか。

持ちません。要するにそれは例えばそこで何と書かれようと、明日香個人がそう思っただけのことで。だからこんなこと科学論文に書かなくていいのにぐらいは思いますけども。まあ個性の一つだと僕は見逃してました。

その使われてる表現、文言は似通ったものだと思うんですが、一方は名誉棄損だと思われて他方は名誉棄損だと思われないのはどういったところが違うんですか。

それは効果がまるで違うからですよ。東京大学が私に対して人身攻撃するのと、明日香さんが私に対して人身攻撃するんじゃ効果がまるで違います。その効果の違いが先ほど申しましたいろんな社会の反応と

なってあらわれるわけですね。だから人身攻撃の侮辱といいましても単なる言葉の話ではなくて、それがどのぐらい影響力があるかということの問題です。小宮山さんがなぜ東大にこの本を出させようとしたのかということです。そうではなくて小宮山さんが出版社を明日香さんに紹介して、この出版社で出せというんなら、別にこんな問題になりません。出版社でそういうものを出した場合は私のほうも別の出版社を探して書きますから。だから両方2つ「正」「反」の本ができるだけのこと、そこで言葉の中身が多少激しくても、それはその本が読者からどのように受け入れられるかということにすぎないのです。だから名誉棄損事件というのは個人間ではなかなか成立するものではないと私は思っております。つまり対応ができるわけです。何を言われても民間で本が出されてるならこちらで民間で本を出して、双方私版で争えばいいわけです。ですからそういうことができる対抗できることまで一々名誉棄損事件なんかやってたら、名誉棄損事件がどんなことになるのか。だから対抗できないから名誉棄損事件として私は提訴したわけです。ここに提訴する以外に方法がなかったから。

甲第12号証を示す

甲第12号証で挙げられてるブログなんですけれども、これを読んでいると地球温暖化懐疑論批判を読まれた方々は皆さん、全員が全員とは言いませんけれども、それを読んでさらに地球温暖化懐疑論を踏まえた上でご自身で考えられた上で一定の結論を導かれてると思うんですが、それは原告がおっしゃる科学の議論のあり方ではないんですか。

これをできるわけです。東京大学がやればね。

だから東京大学がやったわけですけど、その結果を踏まえて。

東京大学がやらなければこういうふうにはなりません。普通のブログのやりとりでしかないです。これは違います。東京大学がそれが発表

したのが2009年10月27日だったかと思いますが、もう28日から一月内にわーっと集まりました。そんなことはなかなかあり得ることではないですね。つまりだからこれを最初の例にしたのですが、これだけの例ではないことは先ほど申しました。実損はほかにも起ってるわけですね。私がいかにもう一遍座談会開いてくれと頼んでも、もうだめです。だから東京大学がいかに大きな力を持ってるかということを利用すれば、その名誉棄損事件も理解していただけたと思うんです。東京大学がそういうことをするのでなければ私は提訴なんかしません。ばかばかしくて。東京大学だから提訴したのです。被害があまりにも大きいから。

あと原告は著作物の中で他者の文献を批判的に引用することもあるかと思うんですが、その場合相手方にご自身の書かれたものは送るんですか。

送ること多いですね。

多いんですか。必ず送るわけでは。

だから送らない場合ももちろんあります。それは当然ですが。しかし論文の中のちょっとした部分でそういうことするときにはそういうことがありますけども、今回の場合は違いますもんね。私に対する徹底的な文章ですからね。その場合は相手にちゃんとしっかり送らなければおかしいです。だから単にいろんな文章の中の流れの中の少しに入ってるのと、全体の文章でやるのとは違います。全体の文章やったときは送らなければエチケット違反です。

以 上

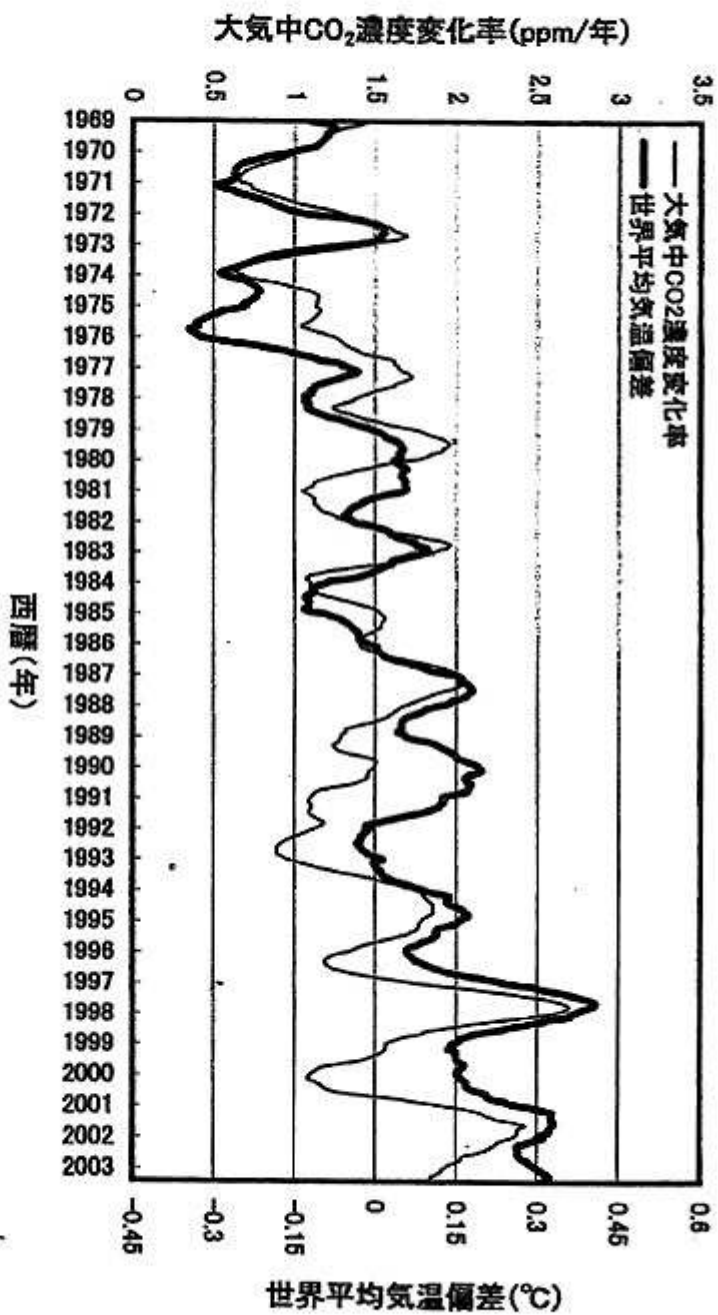


図 3 世界平均気温偏差 (°C) と大気中 CO₂ 濃度の変化率 (ppm/年). 基礎データは図 2 と同じ.